書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２９年（フ）第４２号
山口県岩国市今津町１丁目１番４―301号
破産者　秋山兄次郎
異議申述期間　平成30年５月14日まで
平成30年４月４日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第２号
埼玉県児玉郡美里町大字北十条120番地
清算株式会社　株式会社ビットサイン
代表清算人　神戸　信夫
１　決定年月日　平成30年４月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（ヒ）第３０１２号
大阪市中央区南船場１丁目15番14号
清算株式会社　神戸ウェルネスサイエンス株式会社
代表清算人　岡本　　稔
１　決定年月日　平成30年４月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２１０４号
東京都千代田区有楽町１丁目５番１号日比谷マリンビル５階
清算株式会社　江守総業株式会社
１　決定年月日　平成30年４月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２号
愛知県丹羽郡大口町秋田１丁目100番地の１
清算株式会社　鈴与エンタープライズ株式会社
１　決定年月日　平成30年３月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第２０１２号
東京都文京区湯島３丁目21番４号
清算株式会社　株式会社テクニカルジャパン
代表清算人　溝口　龍也
１　決定年月日　平成30年３月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
２　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
３　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額のうち別紙協定債権者一覧記載の元本額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。
この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成３０年（再）第２号
名古屋市中区千代田３丁目21番１号
再生債務者　テゴー電子株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目２番９号　長尾ビル303号　齋藤重也法律事務所　弁護士　齋藤　重也
平成30年４月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（再）第３号
名古屋市瑞穂区妙音通４丁目40番地
再生債務者　ソプレイソーラー株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目２番９号　長尾ビル303号　齋藤重也法律事務所　弁護士　齋藤　重也
平成30年４月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２６年（再）第２号
兵庫県伊丹市千僧２丁目158番地１　グランドゥール千僧301号（開始決定・認可決定時の住所）兵庫県尼崎市武庫の里２丁目27番40号
再生債務者　石山　新悟
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成30年３月30日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第２号
茨城県日立市日高町１丁目17番21号、前住所茨城県日立市小木津町３丁目６番５―201号
再生債務者　菊池　裕介
１　決定年月日時　平成30年４月３日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月１日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月15日から平成30年６月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（再イ）第３４号
東京都大田区西糀谷４―23―４
再生債務者　上野准志こと　上野　俊二
１　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月１日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月14日から平成30年６月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再イ）第１３８号
東京都港区赤坂６―10―33―103
再生債務者　國府田恵子
１　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月１日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月14日から平成30年６月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第３７８号
横浜市旭区今宿西町385番地
再生債務者　稲葉　英樹
１　決定年月日時　平成30年４月２日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月１日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月14日から平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第３６号
横浜市緑区長津田７丁目１番45―501号
再生債務者　小田　砂絵
１　決定年月日時　平成30年４月２日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月１日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月14日から平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第４号
福井県小浜市谷田部第19号３番地の２
再生債務者　芳賀　亜美
１　決定年月日時　平成30年４月３日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月１日まで
４　一般異議申述期間　平成30年５月16日から平成30年５月29日まで
福井地方裁判所敦賀支部再生係